

## 《記載要領》

### 1 固定資産申告書及び同付属表の注意事項

- (1) 用紙はA4版としてください。
- (2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従って作成し、順序に従って編みつけてください。
- (3) 「※」印の欄は、申告者において記載しないでください。

### 2 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

#### (1) 共通事項

- ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和6年1月1日現在において所有する道路事業用償却資産について記載してください。
- イ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。

#### (2) 「固定資産申告書」について

固定資産申告書には、それぞれ次に従って資産の種類ごとに記載してください。

- ア 「前年度の価額(イ)」の欄には、令和5年度の固定資産申告書の「価額の計(ホ)+(チ)(リ)」の欄の額
- イ 「(イ)のうち前年中に減少したもの(ロ)」の欄には、付属表1の「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄の合計額
- ウ 「(ハ)に係る控除額(ニ)」の欄には、「(イ)－(ロ) (ハ)」の欄の額から「価額(ホ)」の欄の額を控除した額
- エ 「価額(ホ)」の欄には、付属表1の「価額(ニ)×(ホ) (ヘ)」の欄の合計額
- オ 「取得価額(ヘ)」の欄には、付属表1の「取得価額(ト)」の欄の合計額
- カ 「(ヘ)に係る控除額(ト)」の欄には、「取得価額(ヘ)」の欄の額から「価額(チ)」の欄の額を控除した額
- キ 「価額(チ)」の欄には、付属表1の「価額(ト)×(チ)(リ)」の欄の合計額

今年のもの

資産の種類	前年前に取得したもの					前年中に取得したもの			価額の計 (ホ)+(チ) (リ)	※ 決定価格 円	※ 課税標準額 円	摘要
	前年度の価額 (イ) 円	(イ)のうち 前年中に減 少したもの (ロ) 円	(イ)-(ロ) (ハ) 円	(ハ)に係る 減価償却額 (ニ) 円	価 額 (ホ) 円	取得価額 (ヘ) 円	(ヘ)に係る 減価償却額 (ト) 円	価 額 (チ) 円				
構 築 物	1,500	付属表1 から転記		(ハ)-(ホ) で逆算	付属表1 から転記	付属表1 から転記	(ヘ)-(チ) で逆算	付属表1 から転記		円	円	

前年のものとの関係

	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
構 築 物	2,000	100	1,900	500	1,400	150	50	100	1,500			

一致する

### (3) 「付属表1 種類別明細書」について

ア この表は、耐用年数、取得年、及び課税標準の特例の適用のないもの並びに課税標準の特例の特例率の異なるごとにそれぞれ区分して記載してください。なお、「取得年」は西暦で記入し、1月1日に取得した資産についての「取得年」はその前年（例：令和6年1月1日に取得したものの「取得年」は2023）としてください。

イ 「設備の種類」の欄には、「1 固定資産申告書及び同付属表の注意事項」の(2)に掲げる設備の種類を記載し、その種類の異なる毎に別紙としてください。

ウ 「事業所等名」の欄には、発電設備については〇〇発電所、送電設備については〇〇送電線、変電設備については〇〇変電所と  
いうように具体的に記載してください。

エ 「資産の種類」の欄には、自動車道構築物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の別を記載してください。

オ 「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までの細目又は設備の区分に準じて具体的に記載してください。

カ 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数を記載してください。

ただし、法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載してください。

キ 「課税標準の特例適用区分」の欄には、課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとに区分して記載してください。また、特例の適用のあるものについては、「付属表2 事業所等別の価格等算出表（つづき）」との関係がわかるように記号等を付してください。

ク 「取得価額（イ）」及び「取得価額（ト）」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載します。具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載してください。

また、取得価額の算定に当たっては、法人税法第42条から第50条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めてください。

なお、前年中に減少した資産については、その減少分に応じて、減算した額を記載してください。

ケ 「前年度の価額（ロ）」の欄は、令和5年度の固定資産申告書付属表1の「価額（へ）」の欄の額と一致します。

コ 「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄には、令和5年1月1日現在において所有していた償却資産のうち、令和5年1月2日以降において減少した資産の令和5年度の価額（「価額の合計（へ）+（リ）（ヌ）」に算入された金額）を記載してください。

サ 「減価残存率（ホ）」、「減価残存率（チ）」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表1の減価残存率表の率を記載してください。

シ 「 $\text{価額}(\text{ニ}) \times (\text{ホ}) (\text{へ})$ 」欄は、「 $\text{差引}(\text{ロ}) - (\text{ハ}) (\text{ニ})$ 」 $\times$ 「減価残存率(ホ)」と「取得価額(イ)」 $\times$ 0.05（以下「償却限度額」とを比較して、いずれか大きいほうの額を記載してください。なお、償却限度額を記載したときは、「備考」欄に「(償却限度額)」と記載してください。

なお、管理換え等により前年中に新たに当該事業の用に供することとなった資産については、「前年度の価額」は0となるので、「 $\text{価額}((\text{ニ}) \times (\text{ホ}) (\text{へ}))$ 」欄については、その資産の取得年、耐用年数及び取得金額から、別表第1の「減価残存率表」の率を使用して、定率法により令和6年度分の価額となるべき額を算定して記載してください。

ス 「決定価格（ル）」の欄には、「 $\text{価額の合計}(\text{へ}) + (\text{リ}) (\text{ヌ})$ 」と同じ額を記載してください。

セ 「課税標準額（ト）」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については(ル)の価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については(ル)の価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載してください。

ソ 「備考」欄には、以下の場合にそれぞれ記載してください。

- ① スで償却限度額を記載した場合に「(償却限度額)」と記載する。
- ② 課税標準の特例の適用がある資産の場合、「付属表1 種類別明細書(つづき)」との関係を示す記号(①、②、③など)を記載する。
- ③ 平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正されたことにより、耐用年数が変更となった資産について、「省令改正による変更」と記載する。

タ 事業所等の区分ごとに小計を記載してください。

チ 課税標準の特例の適用のないもの、課税標準の特例の適用の率の異なるごとに区分して、「付属表2 事業所等別の価格等算出表(つづき)」に合計を記載してください。なお、付属表2との関係がわかるように「備考」欄に記号を付してください。

(4) 「付属表2 価額等の市町村別明細表」について

ア 道路及び道路に付属する償却資産については、付属表1の「決定価格(ル)」及び「課税標準額(ヲ)」の欄の額を所在する市町村ごとの道路の延長によりあん分して記載してください。

イ 業務設備については、付属表1の「決定価格(ル)」及び「課税標準額(ヲ)」の欄の額を所在する市町村ごとに記載してください。この場合において、業務設備を収容する建物が2以上の市町村にわたるときは、その建物の床面積によりあん分して記載してください。なお、床面積により按分した場合は、その根拠となる数値を「備考」欄に記載してください。

ウ 「所在市町村名」の欄には、令和6年1月1日現在においてその償却資産が所在する市町村名を記載してください。

エ 「決定価格」欄及び「課税標準額」欄の記載については、次によってください。

- ① 付属表1(つづき)の「決定価格」の額を記載する。
- ② 付属表1(つづき)の「課税標準額」の額を記載する。
- ③ ①の額を「道路の延長」又は「建物の床面積」であん分して得た額を市町村ごとに記載する。なお、配分における端数調整は、円未満の端数を四捨五入するが、その結果合計と合わなくなる場合は、四捨五入した数値と最も誤差の大きいものにより調整する。
- ④ ②の額を「道路の延長」又は「建物の床面積」であん分して得た額を市町村ごとに記載する。なお、配分における端数調整は、円未満の端数を四捨五入するが、その結果合計と合わなくなる場合は、四捨五入した数値と最も誤差の大きいものにより調整する。